

第4章 開示、訂正および利用停止

第1節 開示

第19条（開示請求権）関係

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章および第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

第1項関係

【趣旨】

本項は、開示請求をする権利の根拠規定であり、保有個人情報の開示を請求することができる者の範囲を定めたものである。

【解釈】

- 1 「何人も」とは、日本国民のほか、外国人を含むすべての自然人をいう。
- 2 本項による開示請求権の創設は、議長が本人からの求めに応じて当該本人に係る個人情報を任意に提供することを禁止するものではない。しかし、このような場合にあっても、本人確認の手続きを適切に行うなど個人情報保護の観点から本人確認を慎重に行う必要がある。
- 3 本条の規定により第三者に関する情報を開示しようとする場合は、第22条第2項の手続きが必要となる。

【運用】

死者に関する情報については、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となる。

第2項関係

【趣旨】

本項は、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人は本人に代わって保有個人情報の開示請求をすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「未成年者」とは、年齢が満18歳に達しない者をいう（民法第4条）。
- 2 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。
- 3 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいい、未成年者にあっては第一次的には親権者（民法第818条）、第二次的には未成年後見人（民法第839条）であり、成年被後見人にあっては、成年後見人（民法第843条）である。

第20条（開示請求の手続）関係

- 第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。
- (1) 開示請求をする者の氏名および住所または居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、または提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第1項関係

【趣旨】

本項は、開示請求の方法を定めたものである。

【解釈】

「その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、個人情報を取り扱う事務の名称または内容、開示を求める保有個人情報の具体的な内容等をいい、職員が開示請求の対象となる保有個人情報が記録された行政文書を特定の上、当該個人情報を検索し、特定するために必要な事項をいう。

第2項関係

【趣旨】

本項は、開示請求をする者が、本人または代理人であることを確認するために必要な手続を定めたものである。

【解釈】

「本人であることを示す書類」とは、規程第13条第1項から第3項までに定める書類であり、本人であることを証明する書類として、運転免許証、旅券等を、法定代理人であることを証明する書類として、戸籍謄本、登記事項証明書等を、法定代理人以外の代理人であることを証明する書類として委任状等を定めている。

第3項関係

【趣旨】

本項は、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

【解釈】

- 1 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や「開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」の記載が不十分で開示請求に係る保有個人情報を特定することができない場合をいう。
- 2 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいう。
- 3 「補正の参考となる情報」とは、開示請求書の記載内容に関連する行政文書の名称、当該行政文書に記載されている情報の概要等が考えられる。議長は、開示請求者からの求めの有無にかかわらず、補正の参考となる情報の提供に努めなければならない。

らないものである。提供の方法は口頭でも差し支えない。

- 4 開示請求者が、当該期間内に補正に応じない場合（開示請求者に連絡がつかない場合を含む。）は、開示をしない旨の決定を行うことになる。

第21条（保有個人情報の開示義務）関係

第21条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	
(1)	開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号および第3号、次条第2項ならびに第28条第1項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報
(2)	開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）もしくは個人識別符号が含まれるものまたは開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報 □ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
ハ	当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分
(3)	法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示することにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの □ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
(4)	議長が第25条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めるにつき相当の理由がある情報
(5)	国の機関、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
(6)	国の機関、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわ

- れるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - ハ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
- 二 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれ
- ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

本文関係

【趣旨】

本項は、開示請求に対する議長の開示義務を明らかにしたものである。

【解釈】

「開示しなければならない」とは、議長は、適法な開示請求があった場合は、不開示情報を除き、開示請求者に対し当該請求に係る保有個人情報を開示する義務を負うことをいう。

【運用】

不開示情報に該当するか否かの判断をするに当たっては、開示請求ごとに個人情報保護制度の意義および目的に照らし、開示することによる利益と開示しないことによる利益とを比較衡量し、客観的かつ合理的に判断する必要がある。

第1号関係

【趣旨】

本号は、本人または代理人に開示することにより、開示請求者本人の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報について、不開示とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「当該本人をいう」とは、代理人による開示請求の対象となった当該個人情報に係る本人をいう。
- 2 「生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報」とは、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報や児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等の情報等が考えられる。なお、「おそれ」があるかどうかは、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。

第2号関係

【趣旨】

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に

より開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）もしくは個人識別符号が含まれるものまたは開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求に係る保有個人情報の中に含まれている開示請求者本人以外の第三者（個人）に関する情報をいう。代理人による開示請求の場合、当該開示請求に係る保有個人情報に含まれる代理人自身の個人情報は、「開示請求者以外の個人に関する情報」に当たる。

なお、不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、第3号における法人等に関する情報と同様の要件で開示・不開示を判断するため本号の対象からは除く趣旨である。
- 3 「その他の記述等」とは、第2条第1項における解釈と同義である。
- 4 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とは、当該情報だけでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるときは不開示情報の対象となることをいう。「他の情報」には、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手できる情報が含まれる。
- 5 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」とは、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するものや開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる場合があることから、特定の個人を識別できない情報であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報をいう。
- 6 ただし書イについて
 - (1) 開示請求者以外の保有個人情報であっても、法令の規定や慣行により開示請求者が知ることができる、または知ることが予定されている情報については、あえて不開示情報として保護する必要性が乏しいことから、例外としている。
 - (2) 「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示することまたは公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定をいう。なお、ここでの「法令」には条例も含まれる。
 - (3) 「慣行として」とは、法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、または知ることが予定されていることを意味する。

なお、開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行」とし

て」には当たらない。

- (4) 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。「予定」とは将来知らされ事が具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

7 ただし書口について

- (1) 不開示により保護される利益と開示することによる利益を比較衡量して、後者が前者に優越するときは開示することを定めている。なお、この比較衡量に当たっては、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。
- (2) 「人の生命、健康、生活または財産を保護するため」とは、現実に被害が発生している場合に限らず、被害が発生するおそれがある場合を含む。

8 ただし書ハについて

- (1) 公務員等の職および職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名および職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その職名と職務遂行の内容については不開示とはならない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、第21条第2号イに該当する場合には、例外的に、開示することとなる。

この点、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）第7条第1号ハにおいて、①公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名に係るもの②公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除き当該公務員等の氏名は公にするものとされていることから、当該公務員等の氏名について、①および②に当たらない場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている」場合に該当する。

（参考）福井県情報公開条例施行規則（H14福井県公安委員会規則第2号）

（氏名を非公開とする職）

第3条 条例第7条第1号ハの公安委員会規則で定める職は、階級が警部補以下である警察官をもって充てる職およびこれに相当する職員をもって充てる職とする。

- (2) 「その職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいい、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものである。なお、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は職員の私事に関する個人情報であり、職務の遂行に係る情報には当たらない。

第3号関係

【趣旨】

本号は、公にすることにより、自由な経済活動が認められている法人等または事

業を営む個人の正当な利益を害するおそれがある情報が含まれる保有個人情報は原則として開示しないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「法人その他の団体」とは、株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき団体等をいう。
- 2 「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報など当該法人等と関連性を有する情報も含まれる。
- 3 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいうが、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報（事業主の家族構成等）は、本号に該当せず、第2号で判断されることとなる。
- 4 「イ」について
 - (1) 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいい、財産的利益に限らず、非財産的利益についても保護の対象となる。
 - ① 生産技術、営業、販売のノウハウ等に関する情報であって、開示することにより、法人等または事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれがあるもの
 - ② 人事、財務、労務等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等または事業を営む個人の事業運営が損なわれるおそれがあるもの
 - ③ その他開示することにより、法人等または事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等（宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由等を含む。）が損なわれるおそれがある情報
 - (2) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等または事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等または事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等または事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等または事業を営む個人と議会との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。
- 5 「ロ」について
 - (1) 「議会の要請を受けて」とは、議会がその事務や事業を遂行するために法人等または事業を営む個人に依頼し、提供された場合をいう。なお、要請がないにもかかわらず法人等または事業を営む個人が自発的に提供した情報は、この規定には該当しない。
 - (2) 「開示しない」とは、開示請求に対して開示しないだけでなく、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も含まれる。
 - (3) 「条件」は、議会の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れる場合や法人等から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合をいうが、いずれの

場合も双方の合意により成立する。また、条件を設ける方法については、黙示的なものも含まれる。

- (4) 「任意に提供した情報」とは、法令の規定に基づかないで提供された情報をいう。
 - (5) 「通例として開示しないこととされているもの」とは、当該法人等または個人が属する業界における通常の取扱いとして、不開示とされているかどうかで判断されるべきものである。
 - (6) 「当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、当該条件が付された時点における諸事情を基本に判断すると同時に、その後の事情の変化も勘案して判断されたものをいう。その結果、不開示条件の合理性が審査され、不合理な不開示条件は保護されない。
- 6 本文ただし書の「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」とは、第2号口と同様に、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等または事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないことをいう。

第4号関係

【趣旨】

本号は、公共の安全と秩序を維持する活動の有効かつ効率的な執行を確保するため、開示することにより、これらに支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報については、開示しないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「支障を及ぼすおそれがある」とは、開示することにより、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序を維持する活動が阻害され、もしくは効率的に行われなくなり、またはその可能性があることをいう。
- 2 「議長が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、本号で規定する情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場合においては、本号に規定する情報に該当するかどうかについての議長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かを審理・判断することが適当であるため、こうした規定振りとしているものである。

第5号関係

【趣旨】

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報が開示されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が開示され、または情報が尚早な時期に開示されると、誤解や憶測に基づき住民の間に混乱を生じさせ、または特

定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあり得る。本号は、このような情報が含まれる保有個人情報について、開示しないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「地方公共団体」とは、本県および他の地方公共団体をいう。県の全ての機関をいい、執行機関、議会およびこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含む。
- 2 「審議、検討または協議に関する情報」とは、審議、検討または協議に当たって行われる調査、研究、意見調整、打合せ、照会、回答等により取得した情報をいう。
- 3 「率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれ」とは、次のような場合が該当すると考えられる。
 - (1) 各種会議、情報交換の記録等で、開示することにより、外部からの圧力や干渉を受け、行政内部の自由な意見交換または情報交換が妨げられるおそれがある場合
 - (2) 検討中の案、内容の正確性を確認していない資料等最終的な意思決定までの過程にある未成熟な情報であって、開示することにより、開示を受けた者に誤解を与えるおそれがある場合
 - (3) 調査、試験研究等の結果または計画、検討案等で、開示することにより、開示請求者本人等の特定のものに不当な利益または不利益を与えるおそれがある場合
 - (4) 審議、検討、調査、研究等のために取得、収集した資料等で、開示することにより、今後行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になるおそれがある場合
 - (5) その他開示することにより、当該事務または同種の事務に係る意思形成等に支障が生じると認められる個人情報

第6号関係

【趣旨】

本号は、開示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれる個人情報は開示しないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業」には、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人が行う全ての事務または事業が含まれる。
- 2 「おそれ」は、当該事務または事業の本質的な性格、具体的には、当該事務または事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。
- 3 「事務または事業の性質上」とは、事務または事業の目的および当該目的の達成のための方法等に照らして、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを客観的に判断する必要があることをいう。
- 4 「当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するかどうか

は、開示することによる利益と国の機関等が行う事務または事業の適正な遂行を確保することによる利益との比較衡量により判断されるものである。

したがって、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も抽象的な可能性では足りず法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないものである。

5 「イ」について

- (1) 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民および統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略および間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式および経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。
- (2) 「害されるおそれ」とは、国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。
- (3) 「他国もしくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各國の中央銀行等）、外国の地方政府または国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力（APEC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）の事務局等を含む。
- (4) 「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決めまたは国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。
- (5) 「交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中のまたは将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国との交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中のまたは将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、または具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

6 「ロ」について

- (1) 「監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収に係る事務に係る事務」とは、国の機関等がその権限に基づいて行う立入検査、指導監査、各種取締り、採用試験、資格試験、税務調査等に関する事務をいう。
- (2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ」のある情報としては、事前に開示すれば適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難になったり、法令違反行為または著しく妥当性を欠く行為を助長したり、隠蔽をするおそれがあ

る情報等をいう。

7 「ハ」について

「契約、交渉または争訟に係る事務」とは、国の機関等またはその長等が当事者となる事務をいう。

8 「ニ」について

「調査研究」とは、主として大学、試験研究機関等の調査・研究等をいい、これらの事務に関しては、事務が完了した場合には、公表されることが予定されていることが多く、適切でない時期に開示すると、特定のものに不利益を及ぼすおそれがある。

9 「ホ」について

「人事管理」は、組織の維持の観点から行われるものであり、勤務評価や人事異動の構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

10 「ヘ」について

企業等の経営という事業の性質上、第3号の法人等事業情報と同様の考え方で、正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがある情報を非開示としている。

第22条（部分開示）関係

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等および個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第1項関係

【趣旨】

本項は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合における議長の部分開示の義務の内容について定めたものである。

【解釈】

- 1 「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを区分することが容易で、しかも、不開示情報に該当する部分を物理的に除くことが技術的にも容易な場合をいう。
- 2 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、不開示部分を除いて義務的に開示しなければならないことを定めているものである。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかは議長に委ねられている。

第2項関係

【趣旨】

本項は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合には、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等および個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 第1項では、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、ひとかたまりの不開示情報のうち一部を削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。このため、個人識別情報については、全体として不開示となるが、氏名等の部分だけを除いて残りの部分を開示しても個人の権利利益を害するおそれが生じないときは、特例として部分開示しなければならぬとした規定を設けたものである。
- 2 「開示請求者」とは、第20第3項に規定する開示請求者をいう。

第23条（裁量的開示）関係

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、議長の行政的判断により開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる場合を定めたものである。

【解釈】

- 1 「不開示情報」とは、第21条各号に規定する不開示情報をいう。
- 2 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、開示することにより、不開示とすることによって保護される利益を上回る個人の権利利益の保護の必要性があると認められる特段の事情がある場合をいう。
- 3 本条の規定により第三者に関する情報を開示しようとする場合は、第28条第2項の手続きが必要となる。

第24条（保有個人情報の存否に関する情報）関係

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

開示請求に対しては、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、開示決定等をすることが原則であるが、本条は、その例外として、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（以下「存否応答拒否」という。）ができる場合について定めたものである。

【解釈】

- 1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、特定の個人の病歴に関する情報等、開示請求に係る保有個人情報の存否自体を明らかにすることにより、本来不開示情報の規定により保護すべき利益が侵害されるおそれがある場合をいう。
- 2 本条の適用が必要な類型の開示請求については、実際に当該請求に係る保有個人情報が存在するかどうかにかかわらず、常に存否応答拒否をしなければならない。保有個人情報が存在しない場合に不存在と答え、保有個人情報が存在する場合にのみ存否応答拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存否を類推させることになるためである。